

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の  
制定について（議案第81号）

建築指導課

1 制定の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者から徴収する手数料は、次のとおりとする。

ア 1戸建ての住宅

床面積	金額	法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて申請した場合の金額
200平方メートル未満	3万3,000円	5,000円
200平方メートル以上	3万7,000円	5,000円

イ 共同住宅（住戸に係る申請の場合）

戸数	金額	法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて申請した場合の金額
1戸以上4戸以下	6万5,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	10万8,000円	1万9,000円
16戸以上45戸以下	18万3,000円	4万2,000円

46戸以上	26万2,000円	7万5,000円
-------	-----------	----------

(2) 建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定を申請する者から徴収する手数料は次のとおりとする。

ア 1戸建ての住宅

床面積	性能基準が適用される場合の金額	仕様基準が適用される場合の金額	法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて申請した場合の金額
200平方メートル未満	3万3,000円	1万8,000円	5,000円
200平方メートル以上	3万7,000円	1万9,000円	5,000円

イ 共同住宅（住戸に係る申請の場合）

戸数	性能基準が適用される場合の金額	仕様基準が適用される場合の金額	法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて申請した場合の金額
1戸以上4戸以下	6万5,000円	3万1,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	10万8,000円	5万4,000円	1万9,000円

16戸以上45戸以下	18万3,000円	9万7,000円	4万2,000円
46戸以上	26万2,000円	14万6,000円	7万5,000円

3 施行期日  
公布の日